

# 高齢期における金融商品の在り方について ～金融と社会福祉の連携を考える～ 『高齢期のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上』

MUFG資産形成研究所  
主任研究員 菅谷 和宏  
2026年7月7日

『年金と経済』2024.4, VOL.43 NO.1 (公益財団法人年金シニアプラン  
総合研究機構発刊)より一部統計データを更新した上で転載

人をつなぐ。未来をつなぐ。  
三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



国民の平均寿命は男性 81.09 歳、女性 87.13 歳(2024 年)<sup>\*1</sup>まで延伸し、高齢期の生活期間が長期化している。わが国の個人金融資産は 2,351 兆円(2025 年 12 月末)<sup>\*2</sup>に達した。なお、個人金融資産の約 6 割を 60 歳以上の高齢者世帯が保有している。

一方、高齢化の進展に伴い判断能力と認知機能は低下し、認知症有病率は高齢化と共に高まり、2060 年には 1,154 万人まで増加する見込みが示されており、将来的に認知症の高齢者が保有する金融資産の割合が増加していくこととなる。高齢期が長期化していく中、判断能力と認知機能の低下に対して、高齢者の生活と金融資産の管理をサポートするための社会環境の整備が必要であり、社会福祉と経済基盤を支える金融の連携が必要と考える。

既に、判断能力が低下した高齢者のための財産管理と身上監護の支援を行う制度として「成年後見制度」があり、判断能力が低下した高齢者の金融資産を保全するための制度として「後見制度支援信託」「後見制度支援預貯金」「家族信託」などがある。さらに、各金融機関では、判断能力が低下した高齢者の生活をサポートするために様々な金融商品を提供している。しかし、これらは金融資産の保全を第一に考えられており、長期化する生活期間により金融資産が枯渇するリスクを抱えている。

本稿では、人生 100 年時代の到来を迎えつつある中、高齢期の経済基盤を確保するための金融商品の在り方について考察する。現状の「成年後見制度」における財産管理の課題や、「後見制度支援信託・預貯金」の利用状況、各金融機関が提供している高齢者向け商品を概観し、米国における後見人に対する「プルードント・インベスター・ルール(Prudent Investor Rule)」からの示唆を考える。今後、高齢化がさらに進展する中、高齢者の経済的な生活の質(QOL)<sup>\*3</sup>を維持し、高齢者の「フィナンシャル・ウェルビーイング(Financial Well-being)」<sup>\*4</sup>を実現し、豊かな老後生活を送るためのサポートが求められている。

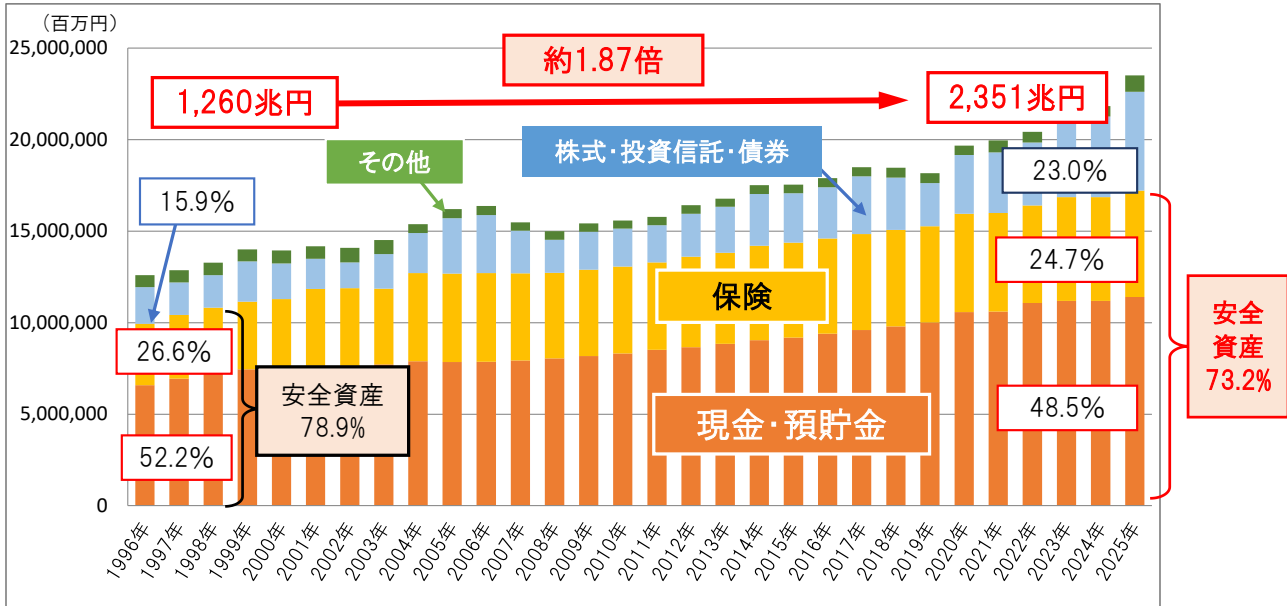
## 1. はじめに

### 1.1 わが国の金融経済と社会環境の現状

日本銀行「資金循環統計」によると、2025 年 12 月末の家計金融資産額は、2,351 兆円まで増加した。これまで、「現金・預金」約 5 割、「保険」を加えた「安全資産」約 7~8 割の資産構成は、近年、「現金・預金」の割合が低下、「株式・投資信託」の割合が約 23.0%まで増加、政府の進める「貯蓄」から「投資」が、徐々に進んできている〔図表 1〕<sup>\*5</sup>。

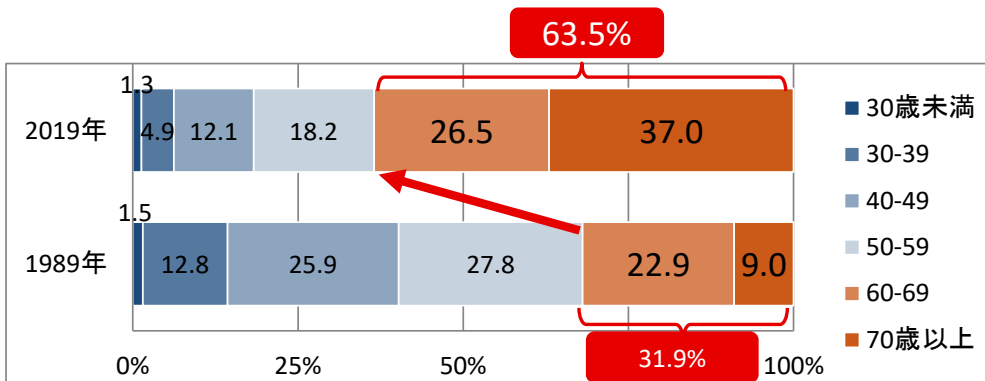
一方、内閣府「令和 5 年版高齢社会白書高齢者(全体版)」から世代別金融資産分布状況を見ると、1989 年は 60 歳以上の高齢者世帯が全体の 31.9%の金融資産を保有していたものが、2019 年には約 2 倍の 63.5%を保有するまでに至っており、高齢者が保有する金融資産が増加している〔図表 2〕<sup>\*6</sup>。

〔図表 1〕日本の家計金融資産の推移(1996～2025年)



出所: 日本銀行「資金循環統計時系列データ」及び「2025年第4四半期の資金循環」(速報)より筆者作成

〔図表 2〕世代別金融資産分布状況(2019年)



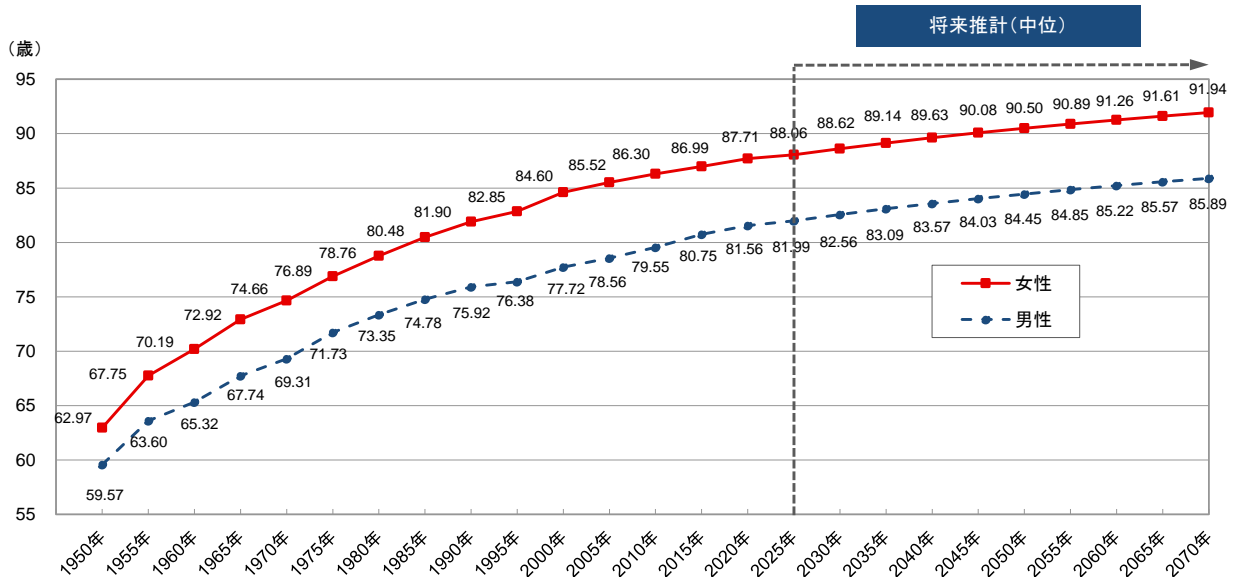
出所: 内閣府「令和5年版高齢社会白書(全体版) 図1-2-1-7 世代別金融資産分布状況」より筆者作成

## 1.2 平均寿命の延伸による高齢期の生活期間の長期化

日本人の平均寿命の推移をみると、1950年には男性 59.57 歳、女性 62.97 歳であったものが、厚生労働省「2024 年簡易生命表」では男性 81.09 歳、女性 87.13 歳まで延伸した(なお、2022 年は、一時的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)、心疾患、老衰等の死亡率の変化が平均寿命を縮める方向に働いた)。

過去 74 年間で男性がプラス 21.52 歳、女性がプラス 24.16 歳、延伸してきた<sup>\*7</sup>。国立社会保障・人口問題研究所「令和 5 年推計」<sup>\*8</sup>を加えると、2070 年には男性 85.89 歳、女性 91.94 歳まで延び、今後さらに男性はプラス 4.80 歳、女性はプラス 4.81 歳、寿命が延びていく見込みである〔図表 3〕。

[図表 3] 日本の平均寿命の推移(将来推計含む)について

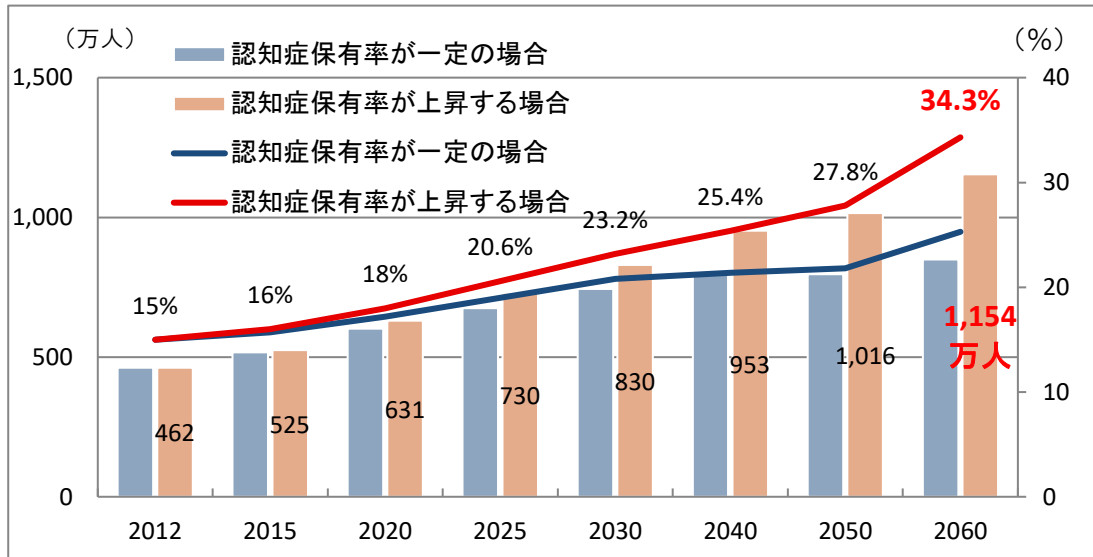


出所:1950年～2020年実績値は厚生労働省「令和6年簡易生命表の概況」、将来予測は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)資料表3-1」より弊社作成  
 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life22/dl/life22-15.pdf>)([https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_gaiyou.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf)).

### 1.3 高齢化に伴う認知症有病率の増加

平均寿命が延伸する中、認知症の有病率も増加していく。厚生労働省(2015)「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」\*9によると、2012年以降、糖尿病有病率の増加により認知症の人が増加(20.6%)すると仮定した場合には、認知症の人は2012年の462万人から、2060年には約2.5倍となる1,154万人まで増加する見込みが示されている[図表4]。

[図表 4] 認知症の人の将来推計について

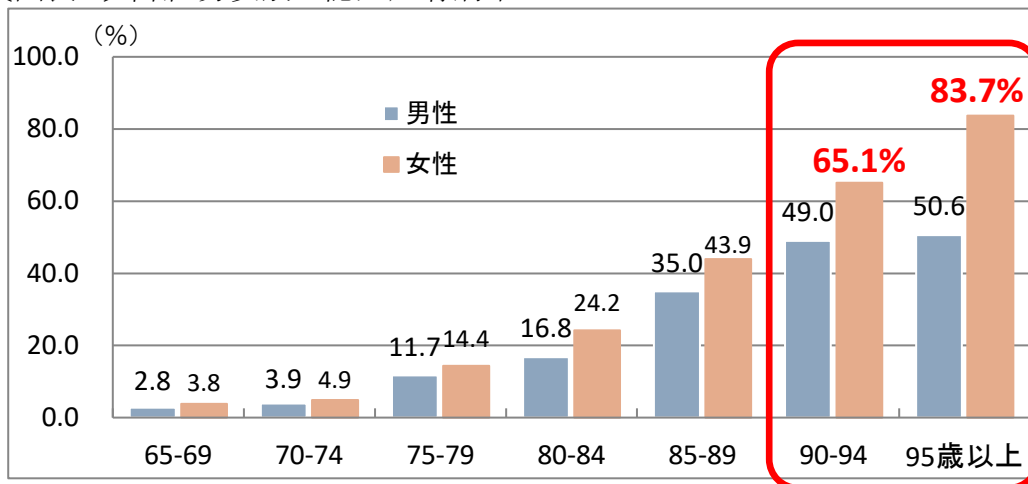


出所: 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」の概要より筆者作成

また、年齢とともに認知症有病率は上昇していき 90～94 歳で男性 49.0%、女性 65.1%、さらに、95 歳以上では男性 50.6%、女性 83.7%まで上昇する[図表 5]。

前述の[図表 2]で示したように、高齢者が金融資産の多くを保有する現状下、高齢化による判断能力と認知機能の低下により、高齢者が保有する金融資産の管理が社会問題となりつつある。

[図表 5] 年齢・男女別の認知症有病率



出所: 浅田隆(筑波大学)「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成 21～24)厚生労働省科学研究補助金 認知症対策総合研究事業 総合研究報告書より筆者作成

本稿は、高齢期における判断能力と認知機能の低下により、保有金融資産をどのように管理すれば、高齢者の経済基盤を確保し、高齢期のフィナンシャル・ウェルビーイング (Financial Well-being) を維持できるかについて論じる。

第2章では、わが国における高齢化による判断能力低下時の現状制度と課題について概観する。第3章では、401kやIRA等、個人の資産形成が拡大している米国において、信託受託者に求められる原則を確認したうえで、米国における後見人の財産管理ルールについて概観する。第4章では、わが国における高齢化により判断能力が低下した場合を考慮した、高齢者向け金融商品の現状と課題を洗い出す。

第5章では、高齢化で判断能力が低下した場合のわが国の金融商品の在り方と高齢者をサポートする社会インフラの解決策案を提示し、高齢者をサポートする社会福祉と金融の連携の在り方について考察する。

## 2. わが国における高齢化による判断能力低下への対応状況

### 2.1 「法定後見制度」と「任意後見制度」

高齢で判断能力が低下した場合の対応として、一般的に「成年後見制度」の利用が考えられる。「成年後見制度」は、2000年4月1日に、認知症高齢者および知的障がい者や精神障がい者など判断能力が低下し、支援を必要とする人々の財産管理と身上監護(生活に関わる契約行為の支援)を行うことを目的として施行された制度である。認知症等により判断能力が低下した場合に財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度である。成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがある。

法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できる。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、もっぱら本人の利益を考え、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をする際に同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った不利益な法律行為を取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度である。

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任する。代理権等を付与される成年後見人等は、親族又は親族以外の第三者(司法書士、弁護士、社会福祉士等、福祉関係公益法人その他の法人)から選任する。成年後見人等を複数選ぶことも可能であり、成年後見人等を監督する成年後見監督人を選ぶ場合もある<sup>\*10</sup>。

また、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ本人が自ら選んだ人を後見人に指定する制度として「任意後見制度」がある。事前に自分の代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度である。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じることとなる。これによって、事前に契約で定められた任意後見人が任意後見監督人の監督の下で、契約で定められた特定の法律行為を本人に代わって行うことができる制度である。

任意後見制度の手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者である。本人以外の請求により任意後見監督人選任の審判をするには、本人の同意を得る必要がある<sup>\*11</sup>。

2000年にはもう一つの新たな制度として「介護保険制度」が施行されている。成年後見制度は、社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの供給手段の契約化として、介護保険の創設と合わせて施行されたものである(山上2014)。これにより、判断能力が低下した場合の金融資産の管理契約が可能となり、法定後見制度は、本人の金融資産を本人の利益のみに限定利用する「権利擁護」を目的とし、本人財産を本人の生活のために用いていく「資産活用型管理」を目的としている(山上2008)。

高齢化等により判断能力が低下した場合の資産管理方法として、まずは「成年後見制度」の活用が考えられよう。自分の将来について、自分の判断能力が低下した時のことを考え、自らの意志で将来の自身の資産管理を自分の意志が理解できる人に委ねるのであれば、「任意後見制度」の利用が考えられよう。

## 2.2 「後見制度支援信託」と「後見制度支援預金」

成年後見制度の利用が進むにつれ、成年後見人等による本人の財産の私的流用が社会問題化していった。そのため、これを防止する観点から、2012年に最高裁判所等において「後見制度支援信託」が創設され、大手信託銀行を中心に取扱いが開始された。

「後見制度支援信託」は、本人が日常生活で使用する金銭を除いて、金銭(金銭に限る)を信託銀行等に信託することで、信託財産を払い出したり、解約したりする際には、家庭裁判所の指示書を必要とすることで、成年後見人等による財産の私的流用等を防ぐ仕組みである。

成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされており、政府は2017年3月に「第一次成年後見制度利用促進基本計画」(2017~2021年度までの取組)<sup>\*12</sup>を閣議決定し、この中で私的流用等の防止の徹底と利用しやすさとの調和を図るため、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ積極的な検討を進めることが明記された。

しかし、「後見制度支援信託」については、信託銀行の店舗所在地が限られている等から、法務省を事務局として金融庁を含めた関係省庁及び業界団体等で「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」が開催され報告書がまとめられ、2018年3月に一般の金融機関でも取扱いが可能な「後見制度支援預貯金」が開始された。「後見制度支援預貯金」も同様の仕組みで、信用組合や信用金庫を含めて、預金口座を開設して、金銭を預ける仕組みである。

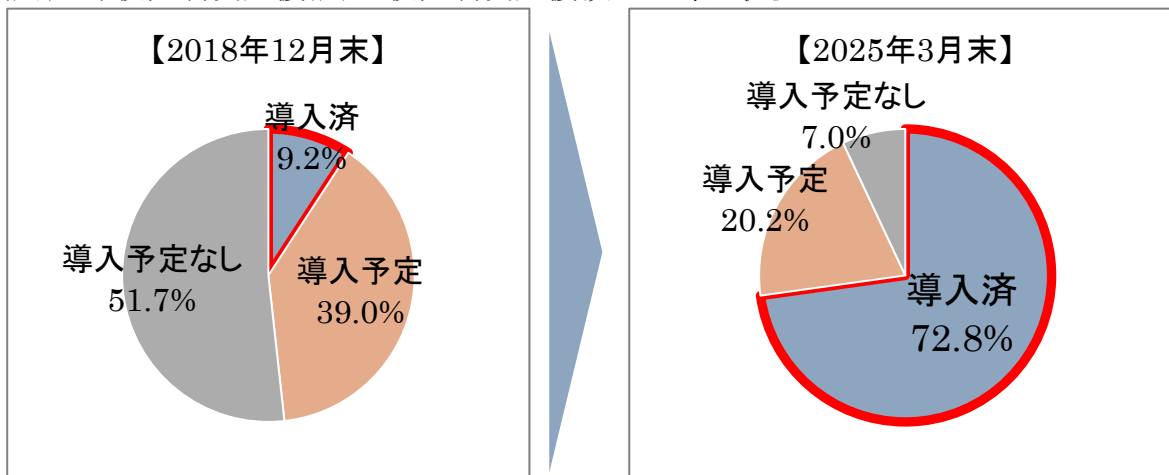
2022年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(2022~2026年度までの取組)<sup>\*13</sup>が閣議決定され、「認知症施策推進大綱」において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める「後見制度支援信託」「後見制度支援預貯金」の導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合を50%

(2021年度末)をKPIとして設定し、2020年3月末時点の導入状況は約56%とKPIを達成している。また、2021年3月末時点の導入割合も約65%と引き続き増加している<sup>\*14</sup>。

全預金取扱金融機関(全1,096金融機関)における「後見制度支援信託」の導入率は、2018年の9.2%から2025年3月末では72.8%まで大きく拡大している〔図表6〕<sup>\*15</sup>。

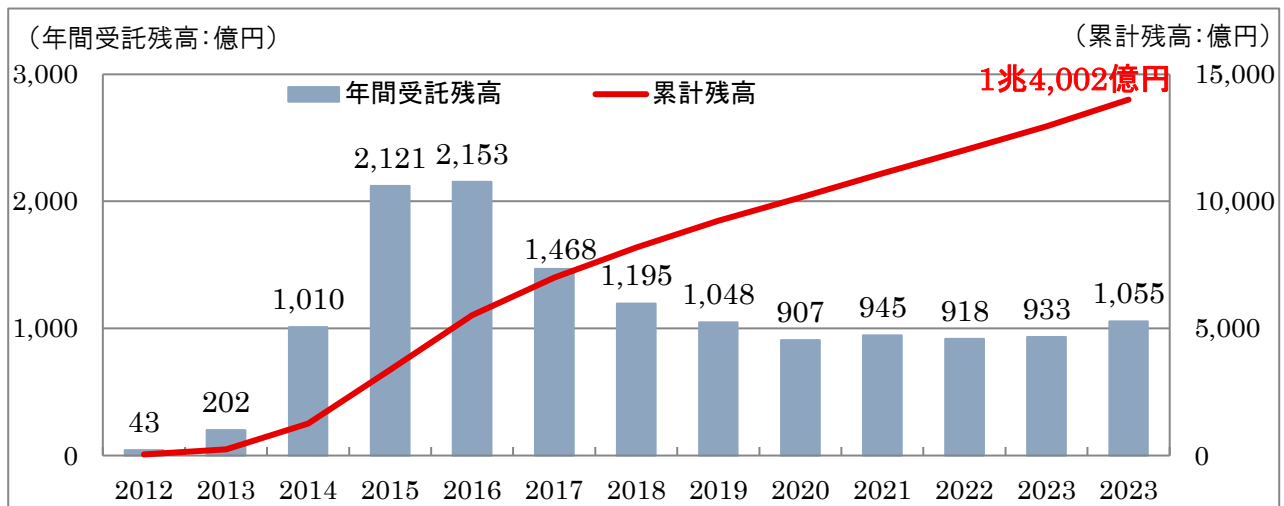
また、後見制度支援信託・後見制度支援預金の年間受託残高は、近年、横ばいで推移しているが、累計残高は2024年12月末で1兆4,002億円まで増加している〔図表7〕<sup>\*16</sup>。

〔図表6〕後見制度支援信託・後見制度支援預金の導入状況



出所:金融庁「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託等導入状況」令和元年年3月18日及び令和7年11月10日より筆者作成

〔図表7〕後見制度支援信託・後見制度支援預金の受託残高推移



出所:最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について」(令和6年1月~12月)より筆者作成

## 2.3 「家族信託」

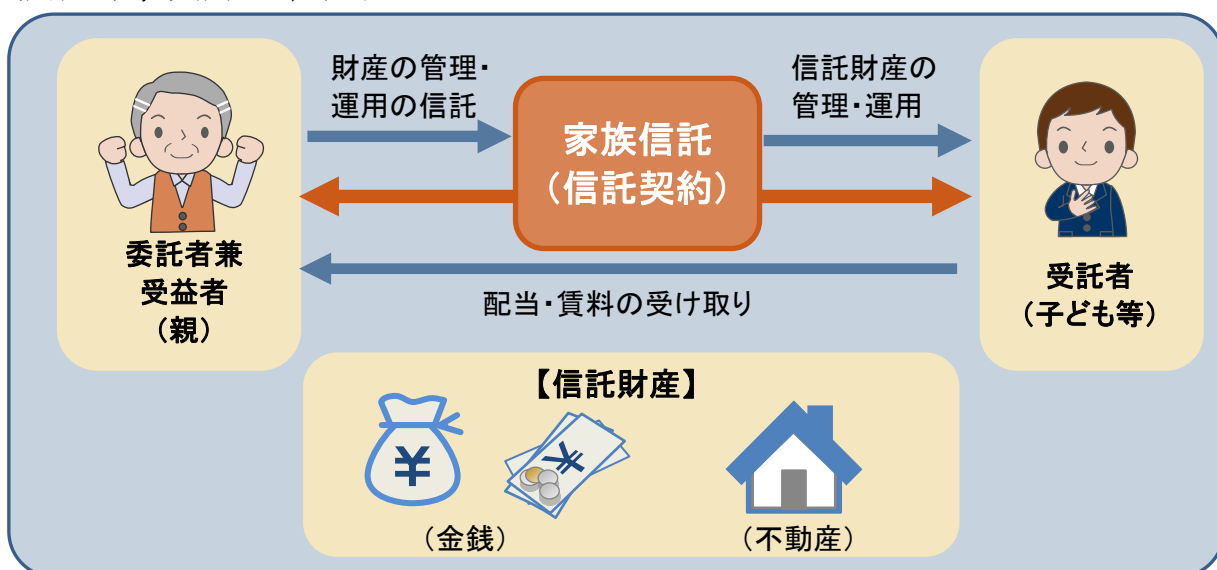
「法定後見制度」においては、親族後見人が報酬付与の申し立てをしなければ無報酬となり、「任意後見制度」では、当事者の話し合いで無報酬とすることができる。しかし、後見人等に司法書士、弁護士、社会福祉士等が選任された場合、一般的に報酬が発生する。また、成年後見制度には法的な制約が多いことから、近年、より柔軟で使いやすい制度として「家族信託」が注目を集めている。

家族信託とは、認知症などによって自分で自身の財産の管理や処分ができなくなったときのために、家族に財産を管理・処分できる権利を事前に与えておく仕組みである。親が委託者となり、自らを受益者として、子ども等を受託者として財産管理を委託する信託契約を締結する。これにより、信託された財産の名義は委託者(親)から受託者(子ども等)に移り、受託者の権限で管理、処分することができるようになる。

受託者になることができる家族の範囲の制限はなく、兄弟姉妹や子ども、甥や姪も受託者になることができる。ただし、未成年や成年被後見人、被保佐人(判断力が不十分であるとして、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた人)は受託者になれない。

家族信託の対象とできる財産も特に制限はなく、一般的に金銭的価値に置き換えることができるものであれば、信託契約に定めることにより信託財産とすることができる。現金や有価証券、不動産、債権(請求権、貸付債権など)、知的財産権(特許権、著作権など)も、信託契約で定めれば信託財産とすることが可能である。なお、金銭的価値に置き換えられないもの、例えば、名誉や一身専属権(生活保護や年金の受給権など)や借金(債務)などは委託者に専属する権利のため財産とすることができない[図表 8]。

[図表 8] 家族信託の仕組み



出所: 三菱UFJ信託銀行 HP「家族信託とは」より筆者作成

家族信託のメリットとして、成年後見制度では、後見人は被後見人本人の利益にならない財産管理は行えないが、家族信託では委託者と受託者が財産の管理内容を含めて信託契約を結ぶことができるため、柔軟な財産管理を行うことが可能である。また、家族信託では、委託人の死後の財産の管理についても契約内容に盛り込むことができ、委託者の妻や子どもが病気や障害のために自力で財産管理ができない場合、委託者は自分の死後も受託者に財産の管理を任せることによって、妻や子どもの生活を支えることができる。さらに、法定相続や遺言による相続は、いずれも一次相続しか対応できないが、家族信託であれば、二次相続についても信託契約で定めておくことができる<sup>\*17</sup>。成年後見制度よりも信託の機能により、より柔軟な制度運営ができることが家族信託のメリットと言えよう。

## 3. 米国のプルーデント・インベスター・ルールからの示唆

### 3.1 プルーデント・マン・ルール(Prudent Man Rule)の制定

第3章では、判断能力が低下した場合の個人の金融資産管理について諸外国の事例を概観する。米国では税制優遇により401kやIRA等の個人の資産形成が拡大しており、信託受託者に求められる原則が明確に規定されている。

米国では、信託受託者が許容し得る投資対象として、当時において安全で保守的と考えられた投資対象を限定列挙する方法がとられ、制定法として「リーガル・リスト法」が定められた。このリストには、当初、固定金利の得られる証券(政府及び一部の社債)のみが記載され、株式等は対象外とされていた。

しかし、1830年のハーバード大学事件<sup>\*18</sup>において、株式投資により信託財産に損失を与えたという訴えに対して、マサチューセッツ州最高裁判所が信託違反はなかったとする判決を下したことを契機として、「プルーデント・マン・ルール(Prudent Man Rule)」が規定された。

これは、当最高裁が「自己資金の運用に当たり、思慮と分別と聡明さを具備した者が、投機ではなく、元本の安全性と同時に安定収益の確保を目的とした長期的な運用において、いかに運用するかという方法に従わなければならない」とした判決を基に、信託受託者(trustee)が信託資金を投資する際に必要とされる「注意義務」(duty of care)について、「プルーデンス(慎重な、思慮深い)」<sup>\*19</sup>であることが求められるとしたもので、1935年に、第1次リステイメント(Restatement)<sup>\*20</sup>として信託法に規定された。

この「プルーデント・マン・ルール」では、受託者はもっぱら受益者の利益を図るために行動、助言する義務を負い、信託財産を管理運用する受託者は「投機的な投資」を避けていれば、「慎重な、思慮深い」投資家としての行動要件を満たしていると見なされ、インフレ等による資産の実質的な減少よりも、元本を逸失しないことに重点が置かれており、預金していれば受託者責任を果たしているものとされていた<sup>\*21</sup>。

### 3.2 プルーデント・インベスター・ルール(Prudent Investor Rule)の制定

その後、現代ポートフォリオ理論(Modern Portfolio Theory:MPT)<sup>\*22</sup>の発展に伴い、単に預金に預けているだけでは、インフレ等による資産価値の減少には対応できないと考えられるようになり、現代投資理論(MPT)に合わせて、信託受託者に対して、プルーデント・インベスター(慎重な投資家、思慮深い投資家)として行為することを求める新たな行動基準として、「プルーデント・インベスター・ルール」(Prudent Investor Rule)が規定された。この「プルーデント・インベスター・ルール」では、どんな場合も必ず安全という資産運用はないとし、どのような資産運用にも固有リスクがあり、顧客の資産を管理運用する受託者は、いかなる場合もリスクとリターンの目標を勘案しつつ「適切な資産配分」を行わなければならないとした。投資には必ずリスクが伴うため、受託者に求められる配慮義務は、リスクを「回避」することではなく、リスクを「思慮深く管理」することとされ、分散可能なリスクを最小限にするための注意義務を負うとした<sup>\*23</sup>。

1990年の信託法の第3次リステイトメントにおいて、それまで規定されていた「プルーデント・マン・ルール」を、現代の投資理論(MPT)に合わせて見直し、「プルーデント・インベスター・ルール」が規定された。

「プルーデント・インベスター・ルール」の成立を受け、1994年に米国統一州法委員会が「統一プルーデント・インベスター法」(Uniform Prudent Investor Act:以下、UPIA)[図表9]を、統一州法として法制化した<sup>\*24</sup>。本法は、州法による既定の相違を解消するために統一州法として規定されたものであり、他人の資産の信託を受け、その運用・投資を行なう受託者に対して、プルーデント・インベスター(慎重な投資家、思慮深い投資家)として行為するよう求める行動基準である「プルーデント・インベスター・ルール」を法制化したものである。

それまでの「プルーデント・マン・ルール」においては、元本保証の預金に何も考えずに預けていれば、インフレ等で資産価値が減少しても責任を問われなかったが、「プルーデント・インベスター・ルール」の下では、他人のために資産の運用を行う受託者は、専門知識を持った「慎重な投資家、思慮深い投資家」でなければならず、「慎重な投資家、思慮深い投資家」であれば当然そうするように、経済状況やリスクなど、様々な要因を考慮して資産の運用を行わなければならないとされた。例えば、経済状況等に鑑みて適切と判断した結果として預金に預けるのであれば、資産価値の減少があったか否かに関わらず、受託者責任が問われることとされた。

一方、ハイリスクと考えられているヘッジファンドやプライベート・エクイティへの投資については、適切な判断の結果としてポートフォリオの一部に組み込むのであれば、損失が出たとしても責任は問われないこととされた。リスク・リターンの目標を考慮しつつ適切に分散投資し、全体として最適な資産配分「アセット・アロケーション」を組むことが求められるものである。

Robert H. Sitkoff(2010)は、州と各機関のパネルデータを分析し、「プルーデント・インベスター・ルール」の制定により、米国の株式保有が、約3~10%増加したことを示した<sup>\*25</sup>。

〔図表 9〕米国の統一プルードント・インベスター法

## 第2条 注意の基準、ポートフォリオ戦略、リスク及びリターンの目標

- (a) 受託者は、信託資産の投資及び運用を行なうに際して、信託の目的、条項、分配要件、及びその他の状況を考慮することにより、プルードント・インベスター「慎重投資家・思慮深い投資家」であれば行なうはずの投資及び運用を行なうものとする。
- (b) 個々の資産に関して受託者が行なう運用及び投資の決定は、個別に評価されるのではなく、信託の全体的なポートフォリオと関連させて、当該信託に合理的に適合するリスク及びリターンの目標を有する投資戦略全体の一部として評価されなければならない。
- (c) 信託資産を運用し投資するに際して受託者が考慮すべき状況としては、以下のもののうち、信託又はその受益者に該当するものが含まれる。
- (1) 一般的な経済の状態
  - (2) インフレ又はデフレが影響する可能性
  - (3) 投資の決定又は戦略についての予期される税務上の結果
  - (4) 金融資産、持分権の売買が認められない企業の持分権、有形及び無形の動産、並びに不動産を含むこともあり得る信託の全体的な投資ポートフォリオ内で、各投資又は処置の方針が果たす役割
  - (5) 収入から得られる期待リターンの総額、及び資本の評価
  - (6) 受益者のその他の情報源
  - (7) 資本の流動性、規則的な収入、及び資本の保全又は評価のための必要事項
  - (8) 資産が信託の目的に対して、又は一若しくは複数の受益者に対して特別な関係又は特別な価値を有している場合は、かかる関係又は価値
- (d) 受託者は信託資産の運用及び投資に関する事実を立証するために合理的な努力を行うものとする。
- (e) 受託者はこの法律の基準と矛盾しないいかなる種類の財産又はいかなる種類の投資にも投資することができる。
- (f) 受託者は特殊な技能若しくは専門的知見を有しているか、又はかかる受託者による特殊な技能若しくは専門的知見を有するとの表明に依拠して受託者に指名された場合は、当該技能又は知見を用いる義務を負う。

## 第3条 分散投資

- (a) 信託の受託者は、信託の目的が分散しない方がベターだと合理的に判断する特別な状況を除いて、分散投資しなければならない。

## 第5条 忠実義務

- ・ 信託の受託者は、受益者の利益のためだけに、信託資産の投資・運用を行わなければならない

## 第6条 公平無私

- ・ 受益者が二人いる場合に、信託の受託者は、受益者の利益の相違を考慮しながら、信託資産の投資・運用を公平無私に行わなければならない

## 第7条 投資コスト

- ・ 信託資産の投資・運用を行うに当たり、信託の受託者は、投資に必要なコストは、資産や信託の目的、信託の受益者のスキルとの兼ね合いで見ても適切かつ合理的な水準に抑えなければいけない

## 第9条 投資・運用の委託

- ・ 信託の受託者は、投資・運用の機能を外部委託することが可能である

出所: 米国統一プルードント・インベスター法 ([http://www.e-law-international.com/Prudent\\_Investor.htm](http://www.e-law-international.com/Prudent_Investor.htm)) 及び  
林宏美 (2016) 「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み-長期分散投資の追求-」より筆者作成

### 3.3 米国の後見人におけるブルーデント・インベスター・ルールの適用

米国では、各州裁判所が任命する後見人には、被後見人の財産の信託受託者としてフィデューシヤリーの義務を負い、被後見人の最善の利益(best interest)が求められる。そして、後見人は、ブルーデント・インベスター(思慮深い投資家)としての行動が求められる。そのため、後見制度下における資産管理についても、「統一ブルーデント・インベスター法(UPIA)」が適用されている。後見人に対しては、被後見人の信託財産をポートフォリオとして保全し、預かり資産全体のリスク・リターンを適正に考慮する必要があり、特別な場合を除いて分散投資が求められている<sup>\*26</sup>。

後見人として、認識しなければならないことは以下の点と考えられる。まず、第一にベスト・プラクティスを考慮したポートフォリオ戦略を行うことである。資産運用については、個別に評価するのではなく、資産全体の全体的なポートフォリオと関連させて、リスク・リターンの目標を合理的に定めて投資戦略全体として評価する必要がある(UPIA 第2条(b))。第二には、特別な場合を除いて分散投資が求められていることである(UPIA 第3条)。第三には、本法と矛盾しない、いかなる種類の財産又はいかなる種類の投資に投資することができることである(UPIA 第2条(e))。そして、第四には、信託財産の運用を外部に委託することができることである(UPIA 第9条)〔図表10〕。

〔図表10〕米国の後見人に求められる財産管理のポイント

米国の後見人に求められる財産管理のポイント
①ベスト・プラクティスを考慮したポートフォリオ戦略を行うこと(第2条(b)) 資産全体のポートフォリオを通して、リスク・リターンを合理的に定めて投資すること
②特別な場合を除いて分散投資を行うこと(第3条)
③いかなる種類の財産又はいかなる種類の投資にも投資することができる(第2条(e))
④信託財産の運用を外部に委託することができる(第9条)

出所:筆者作成

日本の法定後見制度については、本人の財産を保護することを前提にしているため、株式や不動産投資等のような財産が減少するリスクがある行為は基本的に認められていない。成年後見人の役割は、本人の財産を積極的に増やすことではなく現状維持を基本として考えられており、元本割れして損失が出るような場合は、本人の利益に反することになるため、積極的な投資を行うことは、原則的に認めていないものである。

日本における、法定後見制度においても、被後見人のフィナンシャル・ウェルビーイングの向上のため、本人の利益を考慮した適正な分散投資が必要と考えられる。

## 4. 金融機関と福祉との連携の在り方

### 4.1 高齢者向け商品の現状と課題

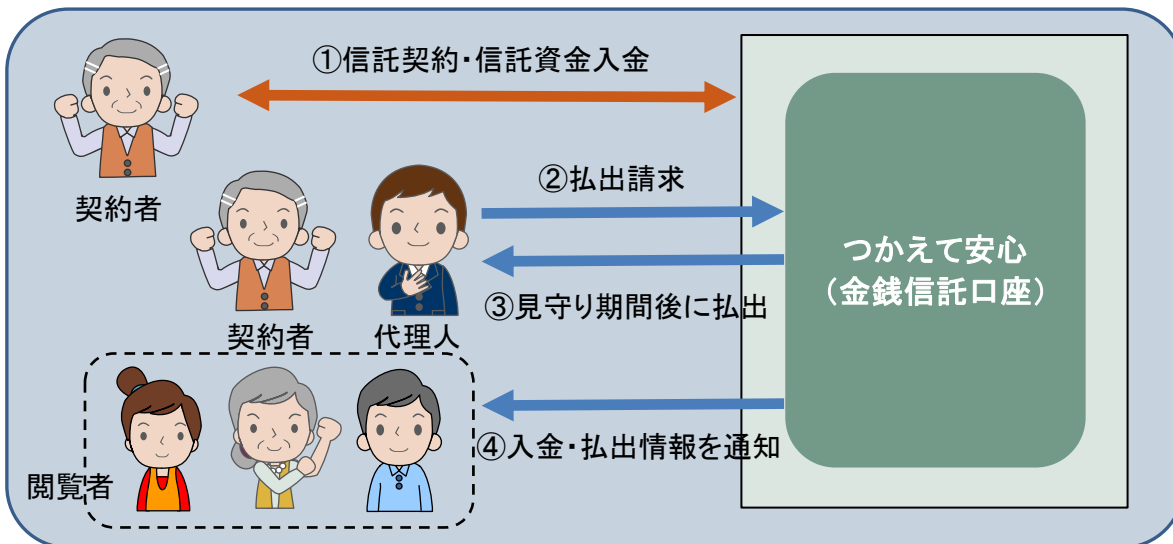
本章では、高齢化に伴う判断能力が低下した場合に備えた金融商品サービスの現状について概観し、今後の高齢者と金融機関との関係について論じることとする。

高齢化等により判断能力が低下した場合、本人の預貯金口座等からの引き出しが出来なくなる可能性がある。そのため、各金融機関は代理人が本人口座からの引き出しが可能な金融商品を提供している。現状、各金融機関から提供されている高齢者向けの金融商品として、主な商品は次のような金融商品が挙げられる。

#### 4.2 三菱UFJ信託銀行「つかえて安心」(代理出金機能付信託)

「つかえて安心」<sup>\*27</sup> は、判断能力が低下した際に、本人が口座から払い出しが出来なくなることに備え、信託契約を締結することにより、本人に代わって代理人が本人口座から出入金できる商品である。契約者が、3 親等以内の親族、弁護士、司法書士から代理人を選任し、代理人が本人のための生活費や医療費等に使用した費用の領収書をスマホで撮影して信託銀行に送付する。代理人からの払出請求に対して、事前に登録された閲覧者宛全員にメールで払出請求情報が通知され、請求日の翌日から 5 日間または 2 営業日のいずれか長い期間(これを見守り期間という)までに閲覧者から異議がなければ、あらかじめ指定した口座に払い出しが行われる(窓口受取は不可)。契約者の口座からの払出について、第三者のチェックによる牽制機能を持たせた商品である。契約者または代理人は見守り期間中であれば支払請求の取り消しが可能。閲覧者は、契約者・代理人・後見人・推定相続人(推定相続人の合意が必要全員)など、契約者が事前に指定する。この「つかえて安心」は、信託契約時に本人の判断能力の有無は問わずに信託契約が可能であり、信託契約と同時に代理権が発生する〔図表 11〕。

〔図表 11〕三菱UFJ信託銀行「つかえて安心」の商品概要



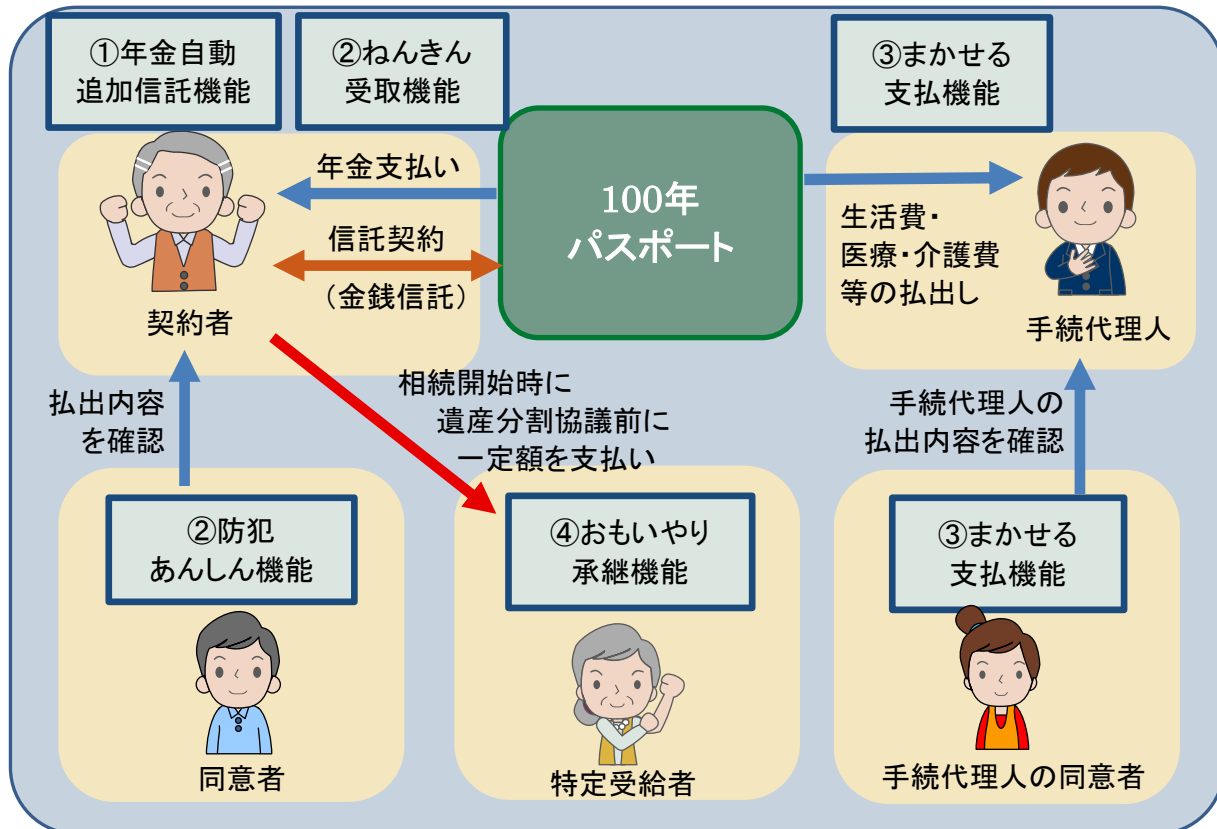
出所: 三菱UFJ信託銀行 HP「つかえて安心」より筆者作成

信託期間は 5 年後の応当日の前日で、期間満了後は原則として 5 年間延長される。契約者が死亡して相続が開始されると契約は終了する。

### 4.3 三井住友信託「100年パスポート」(人生100年応援信託)

「100年パスポート」\*28は、元気なうちには年金等での受け取りができ、将来、認知症になった場合には、代理人による払い出しができ、さらに、相続時には特定受給者に遺産分割協議前に支払いできるなど、様々な機能が1つにまとまった商品である〔図表12〕。

〔図表12〕三井住友信託銀行「100年パスポート」の商品概要



出所: 三井住友信託銀行 HP「100年パスポート」より筆者作成

まず、1つ目の機能は「①年金自動追加信託サービス」であり、当初設定した信託以外に2カ月に一度、定期的に「100年パスポート」へ追加入金できる機能があり、追加入金に際して、追加信託時報酬はかからない(この機能を利用する際には、公的年金の受取口座を三井住友信託銀行の普通預金口座に指定する必要がある)。

2つ目は、「②防犯あんしん機能」で、特殊詐欺被害等に備えて、支払いの際には同意者の同意を必要とするものである。なお、契約者本人による払出については、同意者の同意を条件に支払いが可能。また、「②ねんきん受取機能」があり、日々の生活費を月1回、定期的(月額30万円以内で指定可)に受け取りが可能。

3つ目は、「③まかせる支払機能」で、健康や認知症の不安に備えて、支払い手続きを代理人が行う事ができる(代理人は2名まで指定可)。支払い方法は、「年金型」(毎月30万円まで)と「目的内随時

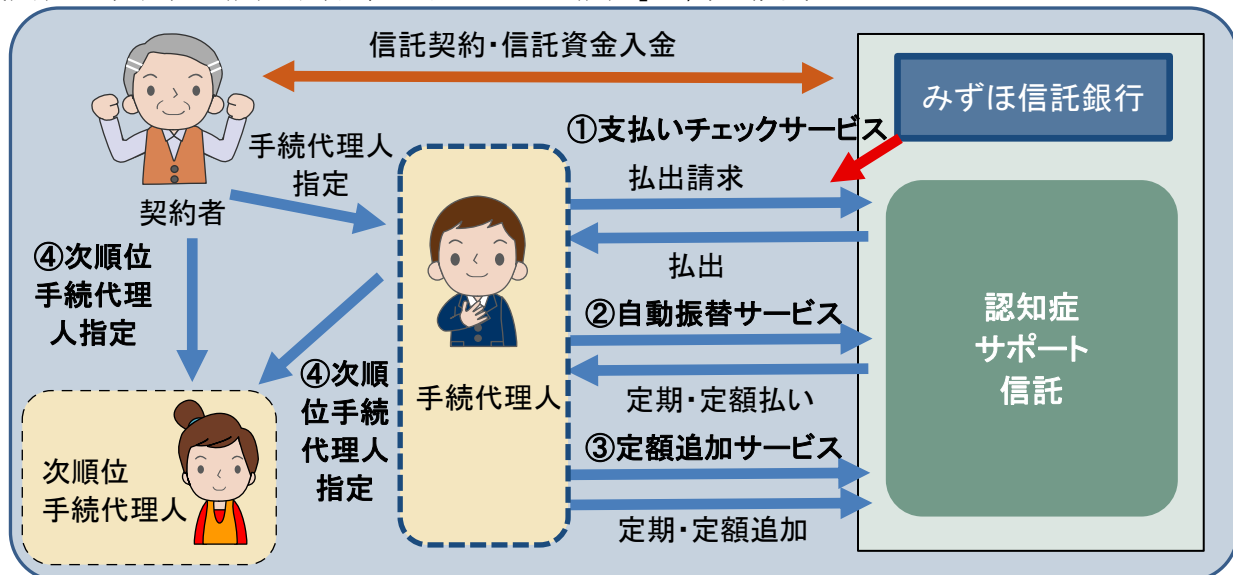
型」がある。「目的内随時型」は、医療費、介護費、住居費、税金・社会保険料の支払いができ、金額の上限はない。なお、支払いの際は、請求書または領収書等の原本の提出が必要。

4つ目は、「④おもいやり承継機能」で、本人が死亡して相続が発生した場合、遺産分割協議前であっても、あらかじめ指定した相続人の方等に 500 万円までの資金の支払い設定が可能となっている。

#### 4.4 みずほ信託銀行「認知症サポート信託」

「認知症サポート信託」\*29 は、認知症と診断された場合に、事前に指定した手続代理人が本人口座からの払出等の手続きが行える制度である。手続代理人は、原則として契約者の 3 親等以内の親族、弁護士・司法書士等から契約者が指定する。本人が認知症と診断された場合には、本人による解約が制限され、手続代理人による次のサービスが利用できる〔図表 13〕。

〔図表 13〕みずほ信託銀行「認知症サポート信託」の商品概要



出所:みずほ信託銀行「認知症サポート信託」より筆者作成

「①お支払チェックサービス」は、手続代理人からの 10 万円以上の「介護費、医療費。税金や社会保険料等(資金用途は限定)」の払出請求に対して、手続代理人から提出された請求書や領収書を、みずほ信託銀行がチェックして、医療機関や介護施設または本人口座・手続代理人口座(みずほ銀行・みずほ信託銀行)に支払うサービスで、臨時費用や高額な費用の支払いも可能。

「②自動振替サービス」は、公共料金や日用品購入資金等に必要な使用を、当初信託財産から本人口座(毎月、奇数月又は偶数月、毎年)または手続代理人口座(毎月のみ)に、年間 600 万円以内で定期的に振替ができるサービス(資金用途は自由)。経常費用や少額費用の支払いにも利用可能。認知症発症前であれば契約者本人が指定し、認知症発症後には、手続代理人が指定することができる。

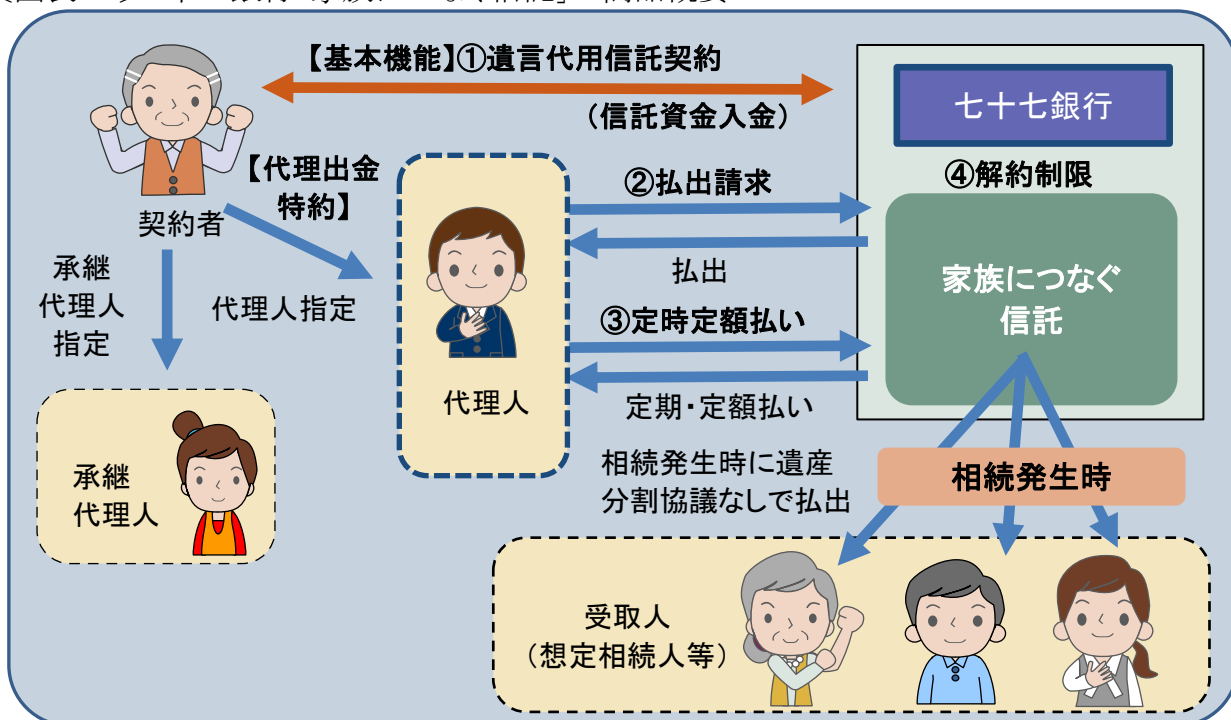
「③定額追加サービス」は、信託財産が減少した場合等において、手続代理人が単独で当初の信託財産に加えて、本人口座(みずほ銀行又はみずほ信託銀行の口座に限る)から信託財産に「定期的・定額」で追加信託できるサービス。事前に本人が振替周期と振替金額を指定するが、手続代理人には金額変更の権限はない。

「④次順位の手続代理人の指定サービス」は、手続代理人が死亡した場合等に備えて、事前に「a. 本人が次順位の手続代理人を指定」できるサービス。また、「b.手続代理人に対して次順位の手続代理人を指定する権限を付与」しておくことも可能で、本人が認知症と診断された場合に手続代理人は次順位の手続代理人を指定することができる。なお、「aとb」の両方を指定しておくことも可能。さらに、手続代理人は手続代理人自身の健康状態等もふまえて自由に辞任する権限もある。

#### 4.5 七十七銀行「家族につなぐ信託」

「家族につなぐ信託」<sup>\*30</sup>の基本機能は「①遺言代用信託」であり、相続発生時に、相続に必要な葬儀費用や配偶者の当面の生活費として、遺産分割協議を経ることなく、あらかじめ指定された受取人に信託財産の支払いができるものである。受取人は、想定相続人の中から9名まで指定することができる。また、「代理出金特約」を付けることにより、次のようなサービスが付加される〔図表14〕。

〔図表14〕七十七銀行「家族につなぐ信託」の商品概要



出所七十七銀行「家族につなぐ信託」より筆者作成

「②代理人による引き出し」は、契約者が事前に指定した代理人による信託財産からの払い出しが可能。ただし、払い出し用途は、「契約者の医療費、介護費、税社会保険料、自宅リフォーム費用」に

限られる。代理人は 1 名のみ指定できるが、代理人が業務を遂行できなくなった場合に、承継代理人を 1 名指定することができる。

「③定時・定額出金機能」は、契約者の生活費等として、契約者が事前に設定した金額(1 回あたり 40 万円以内)を定期的(2 カ月に1回)、代理人口座(七十七銀行の普通預金口座のみ)に払い出しができる。金額の指定は契約者のみ指定が可能で、代理人は減額、一時停止、再開が可能。

「④解約制限機能」は、本人単独での払い出しを制限することにより、振り込め詐欺等の防止ができる。契約者からの払い出し請求については、代理人の同意が必要となる。

なお、信託契約設定時から代理権が発生する仕組みで、信託金の追加もできるが契約手数料が発生する。本商品は「遺言信託」に「代理出金特約」を付けたものであり、「代理出金特約」付けた場合のみ、信託財産からの一部引き出しが可能となる。「なお、代理出金特約」は信託契約時のみ設定が可能で、契約後に付加することはできない。

三菱UFJ信託銀行の「つかえて安心」と異なり、代理出金請求に際して、取り消し機能はない。

以上のように、高齢化で判断能力が低下した場合に備えて、事前に代理人を選任しておき、認知症と診断された後は、本人の金融資産を代理人が管理し、本人の日常生活費や医療費、介護費等を信託財産から支払う仕組みである。なお、代理人の私的流用等を防ぐために、他の親族等に払出請求情報を通知し、必要に応じて払い出しを止める機能や、信託銀行自らがチェックする機能を備えている。また、本人が受給した公的年金を信託財産へ追加信託できる仕組みを備えている商品もあり、これにより本人が年金で受給した資産を、本人のために有効に活用できる。しかし、これらの商品はあくまで日常生活費等の支払いのための商品であり、認知症発症後の生活の長期化に備えて、資産を運用することはできない。米国の信託受託者に求められるような資産運用義務を付与することが必要と考えられる。

#### 4.6 金融機関の役割と福祉機関との連携の在り方

高齢化が進展する中、高齢者の判断能力が低下した場合等に備え、経済基盤をサポートし、高齢者の生活費の質(QOL: Quality Of Life)を維持し、高齢者のウェルビーイング(Well-being)を高める社会基盤の整備が必要となる。

わが国の認知症高齢者の数は、2060年には約 1,154 万人まで増加する見込みが示されている。厚生労働省は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、2015 年 1 月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)<sup>\*31</sup>を関係府省庁と共同で策定した(2017 年 7 月改訂)。

基本的な考え方として、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」としている。そして、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進施策として、7つの柱を示している〔図表 15〕。

[図表 15] 新オレンジプランの7つの柱

新オレンジプランの7つの柱	
I	認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進(認知症サポーターの養成等)
II	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(医療と介護の連携等)
III	若年性認知症施策の強化(若年性認知症に配慮した就労・社会参加支援等)
IV	認知症の人への介護者の支援(家族の精神的身体的負担の軽減等)
V	認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 ・生活支援(ソフト面) ・生活しやすい環境の整備(ハード面) ・就労社会参加支援 ・安全確保
VI	認知症の予防、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル棟の研究開発及びその成果の推進 (認知症の原因疾患の病態解明等)
VII	認知症の人やその家族の視点の重視(認知症の人の視点に立った生きがい支援等)

出所:厚生労働省「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)より筆者作成

しかし、この7つの柱の中には、本人に対する経済基盤のサポートが入っていない。第Vの柱「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」の中の、「生活支援(ソフト面)及び生活しやすい環境の整備(ハード面)」の中に含まれるとも考えられるが、高齢者が生活するうえで、経済基盤の確保は大事な施策の一つと考えられるため、新たに8番目の柱として「認知症の人のための経済基盤の整備とサポート体制の充実」を入れることを提言したい[図表 16]。

[図表 16] 追加項目(私案)

追加項目(私案)	
VIII	認知症の人のための経済基盤の整備とサポート体制の充実

出所:筆者作成

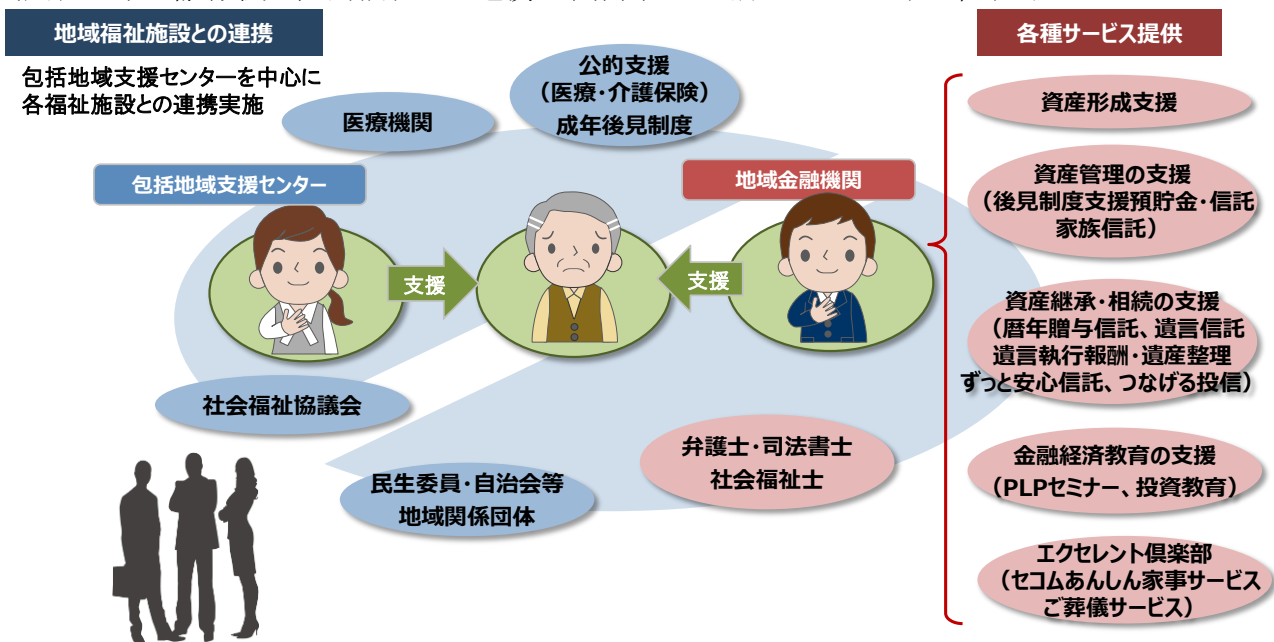
平均寿命が延伸し、認知症の有病における生活期間も長期化することが考えられ、長期化する生活期間に対応するための環境整備が必要となる。わが国では、後見人等による資産管理では資産運用を行う事が認められていないが、単に金融資産からの生活費等の入出金管理だけでは、長期化する生活期間の中で金融資産が枯渇するリスクもある。高齢者の生活の質(QOL)を維持していくためにも、米国の「プルーデント・インベスター法」等を参考に、わが国での後見人等による資産運用を運用できるような法体系の整備が必要と考える。

新オレンジプランの基本的な考え方に沿い、「認知症の人の意思が尊重され、(中略)よい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」ためにも、経済基盤の確保のための環境整備が求められる。高齢者を支援する体制として、現在整備されている社会福祉のみならず、金融機関による経済基盤のサポートが必要と考える。

厚生労働省は「地域共生社会の実現にむけて」(2017年2月7日)<sup>\*32</sup>を公表し、この中で「人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指す」ことを掲げた。

厚生労働省「地域共生に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」は、2019年12月に報告書<sup>\*33</sup>をまとめ、「包括的な支援体制を一体的に行う」ことを掲げている。また、2020年には社会福祉法を改正(第106条)し、「重層的支援体制整備事業」を創設した<sup>\*34</sup>。これらの中にも具体的には金融機関の支援体制には触れられていないが、企業のサポートとして、金融機関等による高齢者に向けた経済基盤のサポートが求められていると考える。金融機関と社会福祉が連携して、高齢者の生活をサポートする「金福連携」が必要と考える〔図表17〕。

〔図表17〕金融機関と社会福祉との連携～高齢者の生活をサポートする仕組み～



出所:筆者作成

## 5. おわりに

今後、平均寿命はさらに延伸し、いよいよ人生100時代の到来を迎えることとなる。高齢期の生活期間が長期化し、必要な生活資金も増加するため資産の枯渇リスクを防ぐための経済基盤の拡充が求められている。高齢になっても認知症になっても生きがいを持って生活するには、まずは経済基盤を十分に確保することが必要であり、高齢者の資産管理の重要性は増しているものと考えられる。また、単に資産を管理するのみではなく、生活期間の長期化と生活の質(QOL)の確保のためには、資産を活用、運用することも必要となる。高齢期の生活の質(QOL)を維持することで、生活のウェルビーイングにも繋がるものと考ええる。

なお、本稿のうち意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添える。

- \*1. 厚生労働省「令和6年度(2024)年簡易生命表の概況」(2025年7月25日)  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life24/dl/life24-15.pdf>)
- \*2. 日本銀行調査統計局「2025年第4四半期の資金循環(速報)」(参考図表)(2026年3月18日)  
(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>)
- \*3. QOL(Quality of Life)とは、物理的な豊かさのみならず、精神的な豊かさを含め、生活全般について高い満足度を得られるような質の高い生活を意味する
- \*4. ウェルビーイング(Well-Being)とは、心身ともに健康で、かつ社会的にも満たされている状態を指し、フィナンシャル・ウェルビーイング(Financial Well-Being)とは、現在及び将来に亘り、経済的な満足度が継続し、自律的に人生における選択が可能な状態を指す
- \*5. 日本銀行「資金循環統計時系列データ」(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/index.htm>).
- \*6. 内閣府「令和5年版高齢社会白書(全体版)図1-2-1-7 世代別金融資産分布状況」  
([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/html/zenbun/s1\\_2\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/html/zenbun/s1_2_1.html)).
- \*7. 厚生労働省「令和6年度(2024)年簡易生命表の概況」(2025年7月25日)  
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life24/dl/life24-15.pdf>)
- \*8. 国立社会保障・人口問題研究所「平成29年推計」  
([www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp\\_zenkoku2017.asp](http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp)).
- \*9. 厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要」([https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/01\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/01_1.pdf)).
- \*10. 千葉県「成年後見制度について」(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/seinenkouken/index.html>).
- \*11. 千葉地方裁判所/千葉家庭裁判所/千葉簡易裁判所「任意後見制度について」  
([https://www.courts.go.jp/chiba/saiban/tetuzuki/14/Vcms4\\_00000452.html](https://www.courts.go.jp/chiba/saiban/tetuzuki/14/Vcms4_00000452.html)).
- \*12. 厚生労働省(2017)「第一期成年後見制度利用促進基本計画」(2017年3月24日)  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00028.html)).
- \*13. 厚生労働省(2022)「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(2022年3月24日)  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00017.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00017.html)).
- \*14. 金融庁「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託等導入状況」(令和4年9月9日)  
(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220909/20220909.pdf>).
- \*15. 金融庁「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託等導入状況」(令和元年3月18日)及び(令和7年11月10日)  
(<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251110/20251110.pdf>).
- \*16. 最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について」(令和6年1月～12月)  
([https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250530sintakugaikyou\\_R06.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250530sintakugaikyou_R06.pdf)).
- \*17. 三菱UFJ信託銀行 HP「家族信託とは」(<https://magazine.tr.mufg.jp/90242>)
- \*18. 受託者のハーバード大学理事会が投資した株式が値下がりして信託財産に損失を与えたことに対して、受益者が訴えた事件で、これに対してマサチューセッツ州最高裁判所は、「国債であっても必ずしも安全ではなく、どのような投資にもリスクがある」として、信託違反はなかったとする判決を下したもの。
- \*19. プルーデンスとは、「思慮深さ」「慎重さ」の意味
- \*20. リステートメントとは、米国において各州の州法と判例法の現状を分析し、おおよその共通事項を各法分野ごとに法典の形にして注釈をつけたもの

- \*21. 土浪修(1994)「米国におけるブルーデント・マン・ルール」『ニッセイ基礎研究所 調査月報 1994.9』pp9-10.  
([https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785_ext_18_0.pdf?site=nli)).
- \*22. 現代ポートフォリオとは、1950年代に米国ハリー・マーコウィツ氏が構築した分散投資理論で、資産運用において価格変動リスクを抑えながら一定のリターンを期待するうえで、ポートフォリオとして複数資産に分散投資するのが有効であり、ポートフォリオ全体の価格変動リスクは、銘柄の個々の価格変動リスクと組み入れ比率に加えて、相関係数で決まるとしたもの
- \*23. 土浪修(1994)「米国におけるブルーデント・マン・ルール」『ニッセイ基礎研究所 調査月報 1994.9』pp21-22.  
([https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785_ext_18_0.pdf?site=nli)).
- \*24. 新堂明子(2002)「アメリカ信託法におけるブルーデント・インベスター・ルールについて」『北大法学論集 52(5),pp426-372. ([https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/15118/1/52\(5\)\\_p426-372.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/15118/1/52(5)_p426-372.pdf)).
- \*25. Robert H. Sitkoff(2010)「The Prudent Investor Rule and Trust Asset Allocation : An Empirical Analysis」
- \*26. 林宏美(2016)「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み-長期分散投資の追求-」『野村市場クォーターリー 2016 Autumn』pp166-173. (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016aut13.pdf>).
- \*27. 三菱UFJ信託銀行 HP「つかえて安心」([https://www.tr.mufig.jp/shisan/download/tsukaeteanshin\\_gaiyo.pdf](https://www.tr.mufig.jp/shisan/download/tsukaeteanshin_gaiyo.pdf))
- \*28. 三井住友信託銀行 HP「100年パスポート」(<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/passport/service>)
- \*29. みずほ信託銀行「認知症サポート信託」([https://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/ninchisho\\_support/shikumi.html](https://www.mizuho-tb.co.jp/souzoku/ninchisho_support/shikumi.html))
- \*30. 七十七銀行「家族につなぐ信託」(遺言代用信託 代理出金機能特約付)  
([https://www.77bank.co.jp/pdf/sonaeru/shintakudairi/p\\_tsunagu.pdf](https://www.77bank.co.jp/pdf/sonaeru/shintakudairi/p_tsunagu.pdf))
- \*31. 厚生労働省(2017)「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)(詳細版)([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei\\_orangeplan.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei_orangeplan.pdf))
- \*32. 厚生労働省(2017)「地域共生社会の実現にむけて」([https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf))
- \*33. 厚生労働省「地域共生に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会報告書」(2019年12月26日)(<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000582595.pdf>)
- \*34. 厚生労働省保健師中央会議「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について」(2023年8月3日)資料7(<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001127399.pdf>)

#### <参考文献>

- 厚生労働省保健師中央会議(2023)「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築について」(2023年8月3日)(<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001127399.pdf>)
- 厚生労働省(2024)『令和6年簡易生命表の概況』(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life24/dl/life24-15.pdf>).
- 厚生労働省(2017)「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)(概要版)([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei\\_orangeplan\\_gaiyou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei_orangeplan_gaiyou.pdf))
- 厚生労働省(2017)「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)(詳細版)([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei\\_orangeplan.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei_orangeplan.pdf))
- 厚生労働省(2017)「地域共生社会の実現にむけて」([https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf))
- 国立社会保障・人口問題研究所(2023)「日本の将来推計人口(令和5年推計)資料表 3-1」([https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023\\_gaiyou.pdf](https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp2023_gaiyou.pdf)).

- 
- 最高裁判所事務総局家庭局(2024)「後見制度支援信託の利用状況等について」(令和6年1月~12月)  
([https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250530sintakugaikyou\\_R06.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/20250530sintakugaikyou_R06.pdf)).
  - 税所真也「金融機関における成年後見制度の必要性—地域金融機関による認識と見解の分析を通して—」  
(<https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/saisho26.pdf>).
  - 新堂明子(2002)「アメリカ信託法におけるプルーデント・インベスター・ルールについて」『北大法学論集 52(5),pp426-372』.  
([https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/15118/1/52\(5\)\\_p426-372.pdf](https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/15118/1/52(5)_p426-372.pdf)).
  - 土浪修(1994)「米国におけるプルーデント・マン・ルール」『ニッセイ基礎研究所 調査月報 1994.9』  
([https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785\\_ext\\_18\\_0.pdf?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/files/topics/34785_ext_18_0.pdf?site=nli)).
  - 内閣府(2023)「令和5年版高齢社会白書(全体版)図 1-2-1-7 世代別金融資産分布状況」  
([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/html/zenbun/s1\\_2\\_1.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/html/zenbun/s1_2_1.html)).
  - 日本銀行(2025)「時系列統計データ(資金循環・家計金融)年度・ストック」  
(<https://www.stat-search.boj.or.jp/index.html>).
  - 日本銀行(2025)「資金循環統計(速報)(2025年第4四半期)」(<https://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>).
  - 林宏美(2016)「米国の後見制度下にある保全資産運用の枠組み-長期分散投資の追求-」『野村市場クォーターリー2016 Autumn』pp166-173. (<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016aut13.pdf>).
  - 上山泰(2008)『専門職後見人と身上監護』民事法研究会.
  - 上山泰(2014)「成年後見制度の転用問題(2)」『月報司法書士』511: 46-55
  - 山中利晃(2015)「Robert H. Sitkoff 教授による信託法研究—経済・実証分析の展開」『信託法研究 第40号』

# MUFG資産形成研究所について

わが国では人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、さまざまな環境変化が起こっています。これらの環境変化に伴い、国民の自助努力による資産形成がますます求められる時代となりました。

このような状況下、当研究所は資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにし、長寿化に伴う資金枯渇を防ぐためにはどうすれば良いのか等、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

MUFG資産形成研究所: [www.tr.mufg.jp/shisan-ken/](http://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/)



## MUFG資産形成研究所

現役時代から退職後の時代までを対象に、資産形成・資産運用に関する調査・研究、レポート作成など、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

### 論文・レポート

当研究所の論文・レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/report/>

### 調査・研究

当研究所の調査・研究レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/research/>

### MUFG資産形成研究所メールマガジン登録フォーム



レポート公開等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

[メールマガジンのご登録フォーム](#)

※メールマガジン登録フォームはスパイラル株式会社の「スパイラル」を利用しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社

資産形成推進部

〒100-8212

東京都千代田区丸の内 1-4-5

[www.tr.mufg.jp/shisan-ken/](http://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/)

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。